



下呂市税減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 25 日

下呂市長 山 内 登



令和 8 年下呂市規則第54号

下呂市税減免規則の一部を改正する規則

下呂市税減免規則（平成17年下呂市規則第23号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（身体障がい者等に対する軽自動車税の減免）</u></p> <p>第6条 （略）</p> <p>第7条・第8条 （略）</p>	<p><u>（軽自動車税の環境性能割の減免）</u></p> <p>第6条 条例第81条の8の規定に係る条例附則第15条の3の規定により市長が定める3輪以上の軽自動車に対する軽自動車税の環境性能割の減免は、岐阜県税条例施行規則（昭和25年岐阜県規則第43号）第83条の7から第83条の10までの規定を準用する。</p> <p><u>（身体障がい者等に対する軽自動車税の種別割の減免）</u></p> <p>第7条 （略）</p> <p>第8条・第9条 （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。